

越前市環境調和型農業拡大サポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有機JAS又は福井県特別栽培農産物認証区分①から④までの農作物（以下「特別栽培農産物」という。）の作付を拡大する農業者に対し、越前市環境調和型農業拡大サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地球温暖化の防止及び生物多様性保全に効果の高い環境調和型農業を推進することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付等に関しては、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、越前市内に住所又は所在がある者であって、越前市内で特別栽培農産物を栽培するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特別栽培農産物の栽培に必要な機械、設備等の導入に係る経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) スタブルカルチ等深耕に必要な機械
- (2) スライドモア、フレールモア等の土づくりのための機械
- (3) ブロードキャスター等の土壌改良剤の散布に必要な機械
- (4) 水田除草に必要な機械
- (5) 温湯種子消毒に必要な機械
- (6) その他、特別栽培農産物の栽培に効果が高いと市が認めた機械、設備等の導入に係る経費

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額とし、200千円を上限とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象に係る物品を原則として市内業者（市内に本店若しくは本社又は支店若しくは営業所を有している業者をいう。）に発注するものとする。

(事業の採択)

第5条 申請者は、所定の申込期間に関係書類を添えて、越前市環境調和型農業拡大サポート事業実施計画書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実施計画書の提出があったときは、実施計画書の成果目標に応じた配分基準表（別表）に基づき点数を算定し、上位の者から順に予算の範囲内において採択を決定するものとする。

- 3 市長は、採択が決定したときは、当該申請者に対し、越前市環境調和型農業拡大サポート事業補助金の採択結果（様式第2号）により通知するものとする。

（事業の採択要件）

第6条 申請者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- （1）実施計画書の成果目標（作付面積）が実施年度の前年度より増加していること。
- （2）過去3年以内に市補助事業（農業機械等補助）の交付を受けていないこと。
- （3）過去の市補助事業（農業機械等補助）の成果目標を達成していること。

（達成状況報告）

第7条 補助金の交付を受けた者は、成果目標が達成するまでの間、毎年度、越前市環境調和型農業拡大サポート事業達成状況報告書（様式第3号。以下「達成状況報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、目標年度前に成果目標が達成された場合は、翌年度以降の達成状況報告書の提出を要しないものとし、目標年度における成果目標が達成されない場合は、目標が達成されるまで達成状況報告書を提出させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

- 3 この要綱の失効前に補助金の交付を受けた者に対する第7条の適用については、前項の規定に関わらず、なおその効力を有する。